平成２８年（フ）第３５１３号
東京都狛江市西野川２丁目１－９－202
債務者　和崎寿夫こと　和崎　壽夫
1　決定年月日時　平成28年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３５１４号
東京都北区赤羽北３丁目２－21　平岩第三コーポ101
債務者　中田　喬子（旧姓平野）
1　決定年月日時　平成28年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３５１６号
東京都江戸川区松江１丁目７－３－107
債務者　石井　利密
1　決定年月日時　平成28年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３５１７号
東京都目黒区東が丘１丁目26－５－203
債務者　成瀬　　功
1　決定年月日時　平成28年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３５１８号
東京都墨田区東向島６丁目７－１
債務者　小川　　忍
1　決定年月日時　平成28年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３５１９号
東京都練馬区南田中１丁目３－２－201
債務者　山白　裕二
1　決定年月日時　平成28年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３５２１号
東京都新宿区大久保２丁目８－８－301
債務者　多田　義孝
1　決定年月日時　平成28年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３５２７号
東京都江戸川区南葛西５丁目６－14－305
マンションしかたけ１
債務者　加藤ひろみ（旧姓菊地）
1　決定年月日時　平成28年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３５３７号
東京都西多摩郡瑞穂町長岡１丁目５－８－201
債務者　羽澤　千春
1　決定年月日時　平成28年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３５４４号
東京都練馬区練馬２丁目33－17　Ｓｅｒａ．Ｕ練馬Ⅱ　203
債務者　川上　　覚
1　決定年月日時　平成28年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３５４５号
東京都品川区南品川６丁目18－12－205
債務者　横山　佳花
1　決定年月日時　平成28年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３５４７号
東京都墨田区京島１丁目11－12
債務者　小出　光夫
1　決定年月日時　平成28年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３５５５号
東京都板橋区三園１丁目32－８－203　ピアジェ壱番館
債務者　田中　敏雄
1　決定年月日時　平成28年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３５５６号
東京都北区王子１丁目30－８－404
債務者　川田ゆう子
1　決定年月日時　平成28年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３５５８号
東京都北区滝野川５丁目６－５－1203
債務者　中村雄一こと　金　　雄一
1　決定年月日時　平成28年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３５６１号
東京都足立区伊興５丁目12－４－203
債務者　大和田貴弘
1　決定年月日時　平成28年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部